

部署名	石川勤労者医療協会	文書番号	本部一法規一本事一303	承認日	1993.4.1	1/1
賞罰委員会規定					作成者	承認者
					国光哲夫	原 和人

第 1 条 本委員会は、賞罰委員会（以下委員会という）という。

第 2 条 本委員会は、法人、組合側相互協議の上、民主的、合法的、且つ公平に詮衡、又は事件の審議を行う。

第 3 条 本委員会は、労働協約第 24 条より第 27 条までに規定した事項につき、詮衡又は審議を行う。

第 4 条 本委員会の構成は下記の通りとする。

法人側 3名

組合側 3名

委員長は委員の互選により選任し、議長をつとめる。

第 5 条 本委員会は、必ず当事者の出席を求め、事情を聴取し、自己弁明の機会を与えなければならない。

第 6 条 本委員会は、必要あれば証人、参考人を出席せしめ、事情を聴取することができる。

第 7 条 委員会は、法人又は組合側より提案があった場合、適時、法人側が召集の任にあたる。

第 8 条 委員会の決議は、出席三分の二を必要とし、全員一致による。